

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年11月25日（金） 8：27～8：35

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣  
松本剛明 国務大臣（総務大臣）  
齋藤健 国務大臣（法務大臣）  
林芳正 国務大臣（外務大臣）  
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
永岡桂子 国務大臣（文部科学大臣）  
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）  
野村哲郎 国務大臣（農林水産大臣）  
西村康稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）  
西村明宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
浜田靖一 国務大臣（防衛大臣）  
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）  
河野太郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
秋葉賢也 国務大臣（復興大臣）  
谷公一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
小倉將信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
後藤茂之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高市早苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
岡田直樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官  
磯崎仁彦 内閣官房副長官  
栗生俊一 内閣官房副長官  
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 14件
- 政令 5件
- 人事 5件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の共同使用等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、日米共同訓練を実施するため、那覇駐屯地の一部土地等を追加提供するもの等、計4件であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「アイルランド国」及び「ルワンダ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構外5法人の「特定公募型研究開発業務」等の報告書を主務大臣の意見を付して国会に報告することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、高市大臣、文部科学大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書2件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「電気事業法施行令の一部改正令」は、蓄電用の電気工作物に係る技術基準命令等の権限を経済産業大臣から産業保安監督部長に委任する等、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「高圧ガス保安法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和5年3月20日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、風力発電設備の技術基準への適合性を確認する「登録適合確認機関」の更新期間を定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「電気工事士法施行令の一部改正令」は、電気工事士試験の実施方法に、電子計算機を使用する方法を追加するものであります。

次に、「自衛隊法施行令の一部改正令」は、自衛隊の使用する無人航空機について、事故が発生した場合の措置等に関し航空法の特例を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、スイス国兼リヒテンシュタイン国駐箚大使白石興二郎を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、事業創造大学院大学客員教授伊藤聡子外21名を日本ユネスコ国内委員会委員に任命することを承認することについて、お手元に配布しております資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、太田利彦外645名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。

次に、元特命全権大使藤木完治外5名の外国勲章受領許可について、御決定をお願いいたします。

- 松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、高市大臣。
- 高市国務大臣：令和3年度に国立研究開発法人日本医療研究開発機構が実施した「特定公募型研究開発業務」に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見について申し上げます。特定公募型研究開発業務については、これまでの基金に2,572億7,000万円を追加交付しました。健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業、ワクチン開発推進事業、ワクチン・新規モダリティ研究開発事業、ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業及び創薬ベンチャーエコシステム強化事業に関して、関係各省と協議を行い、着実に業務を実施しました。この業務について、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。
- 松野国務大臣：次に、文部科学大臣。
- 永岡国務大臣：令和3年度に国立研究開発法人科学技術振興機構が実施した「特定公募型研究開発業務」、独立行政法人日本学術振興会が実施した「学術研究助成業務」及び独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興投票に係る収益の使途」に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について申し上げます。これらの報告書の概要は別紙のとおりですが、各業務及び収益の使途について、文部科学大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。
- 松野国務大臣：次に、農林水産大臣。
- 野村国務大臣：令和3年度に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施した「特定公募型研究開発業務いわゆるムーンショット型研究開発」に関する報告書及び同報告書に付する農林水産大臣の意見について申し上げます。ムーンショット型研究開発について、同機構は、外部有識者による評価結果を踏まえた資金配分の見直し等、着実な事業運営を行いました。同機構の本業務の事業運営については、透明性・公正性に十分留意したものであり、農林水産大臣として、適正であったとの意見を付しております。
- 松野国務大臣：次に、経済産業大臣。
- 西村（康）国務大臣：令和3年度に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施した5件の基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について申し上げます。ムーンショット型研究開発事業、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業及びグリーンイノベーション基金事業については、事業の公募や実施者の選定、実施中の事業の進捗確認等を行いました。経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業及び特定半導体基金事業については、それぞれ、1,250億円、6,170億円の基金を造成し、事業実施に必要な体制や、関係規程の整備等を行いました。これらの業務について、経済産業大臣として、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったとの意見を付しております。

○松野国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上もちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 ( 令 和 4 年 ) ( 金 )  
11 月 25 日

◎ 一 般 案 件

資 料  
あ り

○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び  
安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに  
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」  
第 2 条に基づく施設及び区域の共同使用及び追加  
提供について ( 決定 ) ( 防衛省 )

資 料  
な し

☆ アイルランド国駐箚特命全権大使丸山則夫外 1 名  
に交付すべき信任状及び前任特命全権大使北野 充  
外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて  
( 決定 ) ( 外務省 )

◎ 国 会 提 出 案 件

資 料  
あ り

- {
1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和  
3 年度特定公募型研究開発業務 ( ムーンショ  
ット型研究開発等 ) に関する報告書及び同報  
告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、  
厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見につい  
て ( 決定 )  
( 内閣府本府・文部科学・厚生労働・経済産業省 )
  1. 国立研究開発法人科学技術振興機構令和 3 年  
度特定公募型研究開発業務 ( ムーンショット  
型研究開発 ) に関する報告書及び同報告書に  
付する文部科学大臣の意見について ( 決定 )  
( 文部科学省 )
  1. 国立研究開発法人科学技術振興機構令和 3 年  
度特定公募型研究開発業務 ( 経済安全保障重  
要技術育成プログラム ) に関する報告書及び  
同報告書に付する文部科学大臣の意見につい  
て ( 決定 ) ( 同上 )

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構令和3年度特定公募型研究開発業務（創発的研究）に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）
1. 独立行政法人日本学術振興会令和3年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（同上）
1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター令和3年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（同上）
1. 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構令和3年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する農林水産大臣の意見について（決定）（農林水産省）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（経済産業省）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（同上）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定公募型研究開発業務（グリーンイノベーション基金事業）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）（同上）

資料あり  
資料あり

1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）  
（経済産業省）
1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定半導体基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見について（決定）  
（同上）
1. 衆議院議員櫻井周（立憲）提出葉梨法務大臣更迭にかかると岸田総理大臣の判断の遅れによる外交への悪影響に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（法務省）
1. 衆議院議員和田有一朗（維新）提出「日中共同声明」に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（外務省）

#### ◎政 令

資料あり  
資料あり

- 電気事業法施行令の一部を改正する政令（決定）  
（経済産業省）
- 〃 ○ 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 電気工事士法施行令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令（決定）  
（防衛省）

#### ◎人 事

資料あり  
資料あり

- 特命全権大使白石興二郎を願に依り免ずることについて（決定）

- 資料あり ○日本ユネスコ国内委員会委員の任命につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし ☆鎌倉正和外2名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、判事兼簡易裁判所判事角田ゆみ外2名を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり ☆元警視長太田利彦外645名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）
- 〃 ☆元特命全権大使藤木完治外5名の外国勲章受領許可について（決定）

◎配 布

☆月例経済報告

（内閣府本府）

〔○署名あり ☆署名なし〕